## 主 文

本件保釈保証金八〇〇万円は、全部没取する。

## 理 由

記録によると、Aは、昭和六二年二月一三日水戸地方裁判所において、収賄罪により懲役一年六月の判決(昭和六〇年(わ)第七三一号)の言渡しを受け、次いで、昭和六三年三月三日東京高等裁判所において控訴棄却の判決(昭和六二年(う)第四〇八号)、同年六月六日当裁判所において上告棄却の決定(昭和六三年(あ)第四五〇号)をそれぞれ受け、右決定は同月一一日確定したところ、同人は、本件保釈許可決定により釈放されたまま、右刑の執行を逃れるため逃亡し、所在不明であることが明らかである。

よつて、本件請求は相当であるから、刑訴法九六条三項を適用し、裁判官全員一 致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和六三年七月一三日

## 最高裁判所第一小法廷

巖			谷	リッ	匹	裁判長裁判官
郎	次	禮	田	角	角	裁判官
夫		恒	内	7	大	裁判官
郎		哲	藤	Ė	佐	裁判官